

令和8年度県内企業等採用活動緊急支援事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 令和8年度県内企業等採用活動緊急支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、法令、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「県内企業等」とは、愛媛県内に本社、本店を有する事業者をいう。
- (2)「採用活動」とは、主に大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校の卒業・修了予定者(以下「新規卒業者」という。)を、正社員として採用するための活動をいう。なお、新規卒業者を対象とした採用活動を行っていない県内企業等の場合は、既に就業経験がある人材を正社員として採用するための活動に読み替えるものとする。
- (3)「正社員」とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、県内企業等に直接雇用されるとともに、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用されるほか、就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている者をいう。
- (4)「ひめボス宣言事業所」とは、社員の仕事と家庭生活や地域活動などの両立を支援するとともに、女性の活躍を推進し、ひめボス宣言事業所認証制度要綱に基づき認証された事業者をいう。
- (5)「スゴ技企業」とは、国内ナンバーワンやオンリーワンなどの優れた技術や製品を有し、愛媛ものづくり企業「スゴ技」データベースに掲載された事業者をいう。
- (6)「DX認定企業」とは、情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)に基づき、デジタル技術による社会変革に対して経営者に求められる事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」に対応し、DX推進の準備が整っていると、国から認定された事業者をいう。

(目的)

第3条 本補助金は、県内企業等における従来の採用活動の強化や新たな採用活動の取組みを、公益財団法人えひめ産業振興財団(以下「財団」という。)が予算の範囲内で補助することにより、県内企業等の人材確保及び人材の県内定着を促進することを目的とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下、

「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下、「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、1,000円未満の額は切り捨てる。）以下とする。ただし、補助金の額が同表の第5欄に定める下限額に達しない場合は補助しない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする県内企業等は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに財団に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 財団は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、速やかに当該県内企業等に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、財団は、必要があると認めるときは、条件を付することがある。

（申請の取下げ）

第7条 前条の交付決定の内容又は条件に対して不服があるときは、補助金の交付決定通知を受けた日から10日以内に交付の申請を取下げることができる。

（補助事業の内容又は事業費の変更）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた県内企業等（以下、「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は事業費を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 財団は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

この場合において、財団は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 財団は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この

場合において、財団は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することがある。

(補助事業の遅延報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第4号)を財団に提出し、その指示に従わなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の1月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、財団に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 財団は、前条に規定する報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに精算払請求書(様式第6号)を、財団に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 財団は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の経理及び関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金交付後の報告義務)

第16条 補助事業者は、補助金の交付後に別表の第3欄に掲げる経費の全額又は一部の返金を受けたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 財団は、第9条第2項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、第6条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 財団は、補助事業者が補助金交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基

づく処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 財団は、補助事業者から第 16 条の規定による報告を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(補助金の返還)

第18条 財団は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(個人情報の取扱い)

第19条 補助事業者は、個人の権利利益を侵害することのないよう、補助事業に係る個人情報の運用、管理、保管、廃棄等について適正に取り扱わなければならない。

(その他必要な事項)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 20 日から施行する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助 限度額
<p>(1) 県内企業等 採用活動緊急支援事業</p>	<p>以下の全ての要件を満たしている事業者 (1) 規程第2条に規定する県内企業等であること。 (2) 令和5～7年度の新卒採用充足率が7割未満の県内企業等であること。 (新卒採用を行っていない県内企業等にあっては、「中途採用」に読み換えるものとする。)</p>	<p>県内企業等が採用活動のために要した以下の経費（ソフト事業に限る）。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。 (1) 合同企業説明会への出展費用 (2) 職場体験の内容充実に係る資料等の作成費用 (3) 企業紹介パンフレットの刷新、採用HP新設・改修、PR動画の製作、SNS活用等に係る委託料 (4) 新たに企業説明会への出展や大学で自社PR等を行うために要する旅費 (5) 就職情報サイトの登録利用料 (6) 求人募集の広告費 (7) 採用強化のための社員研修費</p>	<p>① 補助対象経費の4分の3 [・ひめボス宣言事業所 ・スゴ技企業 ・DX認定企業] ② 補助対象経費の3分の2 (上記①以外)</p>	<p>上限額 200万円 下限額 30万円</p>

(注) 上記の経費は、いずれも他の経理と明確に区分できるものに限る。